ハ　区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
ニ　区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
三　サービス管理責任者　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
イ　利用者の数が三十以下　一以上
ロ　利用者の数が三十一以上　一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2　前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3　第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4　第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5　第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第二百十三条の五　第二百九条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。　（新設）

第三款　設備に関する基準

（設備）

第二百十三条の六　日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。　（新設）

2　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4　共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。

5　既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

6　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7　共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。